

# 燕市燕青空即売会バスツアー 造成支援事業補助金申請要領

令和6年4月

燕市産業振興部観光振興課

## 事業の目的

燕市の観光振興及び交流人口増加の促進を図るため、燕青空即売会への来訪を取り入れた企画旅行を催行する旅行業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 燕青空即売会とは

金属加工で有名な燕市で開催される、年に一度のビッグバザール。

ナイフ・フォーク・スプーンなどの金属洋食器をはじめ、鍋・フライパン・包丁などの台所用品や家庭雑貨、伝統工芸品として有名な茶筒・茶たく、水差し等の鋳起銅器製品を、特別価格で販売します。

■開催日：令和6年10月6日（日）（毎年10月第1日曜日開催）

■会場：燕市物流センター他（燕市物流センター1-15）

（JR 弥彦線「燕三条駅」から車で15分、北陸自動車道「三条燕インターチェンジ」から車で15分）

【令和5年度の開催実績】

出店社数：67社（内訳：物販35社、飲食32社）

来場者数：50,000人



## 1 補助対象者

旅行業法(昭和27年法律第239号)及び同法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定に基づく登録を受けた旅行業者

ただし、補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象外です。

- (1) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする者
- (2) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする者
- (3) その他市長が不相当と認める者

## 2 対象となる事業

補助対象者が行う募集型企画旅行又は受注型企画旅行であり、以下の要件を全て満たす事業が対象です。

- (1) 貸切バス（ジャンボタクシーを含む。以下「貸切バス等」という。）を利用する観光を主な目的とした団体旅行であること。
- (2) 実参加者数（ドライバー、バスガイド、添乗員等の主催者側の人員を除く）が5人以上であること。
- (3) 燕青空即売会に立ち寄り、一定時間滞在すること。
- (4) 原則として、団体旅行の参加者が全行程を同一行動すること。

### 3 補助金の額

企画旅行の実参加者1人あたり2,000円

※乗務員及び添乗員を除く

### 4 補助上限

1事業者あたり300,000円

### 5 申請

事業の催行日の 10日前までに補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて提出してください。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 企画旅行の行程が分かる書類
- (3) 募集広告の写し ※受注型企画旅行の場合は、発注者からの見積依頼書（仕様書）
- (4) その他市長が必要と認める書類

申請期間：令和6年4月1日（土）～令和6年9月26日（木）

### 6 事業計画の変更

事業実施計画書の内容を変更又は中止しようとするときは、補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第4号)に以下の書類を添えて提出してください。

- (1) 事業変更実施計画書
- (2) 企画旅行の行程が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

## 7 実績報告

補助対象事業が完了した日から起算して 30 日以内、または令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第 7 号)に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 実施した企画旅行の行程が分かる書類
- (3) 貸切バス等運行証明書
- (4) 燕青空即売会立寄証明書
- (5) ツアー参加者名簿等人数が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

※事業に関する書類及び帳簿等を整理し、補助対象事業完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存してください。

## 9 補助金の請求

補助金の実績報告書の審査後、補助金確定通知書(様式第 8 号)により補助事業者に補助金額の確定額を通知します。

補助金の額の確定を受けましたら、補助金交付請求書(様式第 9 号)により補助金の請求を行ってください。

## 10 補助金申請に関するフロー



## その他注意事項

- ・補助金は1催行につき1申請としてください。
- ・本補助金以外の補助金や助成金を併用して交付を受ける場合は、他の補助金や助成金との合計額がそれぞれの対象経費の総額を超えない範囲で補助金を交付するものとします。
- ・補助金の交付決定額の増額を伴う変更申請はできません。

## お問い合わせ・申請先

燕市観光振興課 観光企画係

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

電話：0256-77-8233

FAX：0256-77-8306

e-mail：[kanko@city.tsubame.lg.jp](mailto:kanko@city.tsubame.lg.jp)

※この要領の内容について、予告なく変更等が生じる場合があります。

※この要領の変更履歴：初稿：令和6年4月1日